特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉 手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

藤沢市は、障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

藤沢市長

公表日

令和5年12月15日

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務
①事務の名称	障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉手当に関する事務
	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支給に関する省令に基づき、障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉手当に関する事務として、次の手続きを行っている。 (1) 障がい児福祉手当の支給 (2) 特別障がい者手当の支給 (3) 経過的福祉手当の支給
②事務の概要	藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号 法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。
	(1) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当に関する認定請求書、所得状況届の受理(2) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当に関する認定請求書、所得状況届の審査及び審査結果の通知(3) 特別障がい者手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当変更(喪失)届の受理(4) 特別障がい者手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当変更(喪失)届の審査及び審査結果の通知(5) 転入時の転出元市町村に対する照会(6)手当支給時における公的給付支給等口座に関する情報の照会
③システムの名称	保健福祉総合システム(福祉共通管理システム、手当サブシステム) 団体内統合宛名システム 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル	名
障がい児福祉手当台帳ファイ 特別障がい者手当台帳ファイ 経過的福祉手当台帳ファイル	ル ル
3. 個人番号の利用	

法令上の根拠 番号法第9条第1項及び別表第一 47の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> [実施する] 2) 実施しない 3) 未定
	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)9、12、15、19、26、56-2、87、110、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠)67、68、69、85の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、第38条の2、第43条の3の2

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉部 障がい者支援課
②所属長の役職名	障がい者支援課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1請求先藤沢市役所 市民自治部 市民相談情報課 情報公開センター 0466-50-3567

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 障がい者支援課 0466-50-3528

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人未満(任意実施)]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	15年12月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か]	500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	15年12月1日 時点				
3. 重大事i	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか			発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	書]			〈選択肢〉1)基礎項目評価書2)基礎項目評価書及。3)基礎項目評価書及。	び重点項目評価書 び全項目評価書		
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(青報提供	キャトワークシスラ	テムを通じ	た入手を除ぐ	(.)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱い	の委託			[()]委託しない		
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワーク	クシステム	を通じた提供を	E除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接統	売しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている			
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
7. 特定個人情報の保管・	消去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]		<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 監査								
実施の有無	[O]	自己点検	[0]	内部監査	[] 外部			
9. 従業者に対する教育・日	冬発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]		く選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている	っている		

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長		安孫子 慎司	事後	人事異動のため
平成28年4月1日	評価書名	障がい児福祉手当及び特別障がい者手当に関する事務 基礎項目評価書	障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経 過的福祉手当に関する事務 基礎項目評価書	事後	文章修正のため
平成28年4月1日	個人のプライバシー等の権利 利益の保護の宣言	いる子ョに関する事務にあける特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報が表えて、の他の事態を発生させるリスを報ばされるようなではない。	藤沢市は、障がい児福祉手当、特別障がい者 手当及び経過的福祉手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特 定個人情報ファイル取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないこと を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	文章修正のため
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称	障がい児福祉手当及び特別障がい者手当に関 する事務	障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経 過的福祉手当に関する事務	事後	文章修正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	を次の事務で取り扱う。 (1) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当認定請求書及び所得状況届の受理 (2) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当の認定及び認定結果の通知 (3) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当所得状況届の内容の審査及び審査結果の通知 (4) 氏名、住所変更届の受理及び内容確認	特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、障がい児福祉手当及び特別障がい君福社手当及び経過的福祉手当に関する事別では、次の手続きを行っている。(1) 障がい児福祉手当の支給(2) 特別商福祉手当の支給(3) 経過的福祉手当の支給(3) 経過的福祉手当の支給(3) 経過的福祉手当の支給(3) 経過の番音という。)の規定に従い、特定個人を識下番と次の事務で取り扱う。(1) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当に関する認定請求書、所得状況届の受理(2) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当に関する認定請求書、所得状況届の審査及び審査結果の通知(3) 特別障がい者手当、経過的福祉手当変更(喪失)届の審査及び審査結果の通知(4) 特別障がい者手当、経過的福祉手当変更(喪失)届の審査及び審査結果の通知(5) 転入時の転出元市町村に対する照会	事後	文章修正のため
平成28年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、56-2、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 67、68、69の項	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、56-2、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 67、68、69、85の項	事後	文章修正のため
平成29年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	福祉部 障がい福祉課	福祉健康部 障がい福祉課	事後	組織改正のため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年4月1日	報ファイルの取扱いに関する	〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 障がい福祉課 0466-25-1111(内)3292	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉健康部 障がい福祉課 0466-25-1111(内)3292	事後	組織改正のため
	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 26、56-2、87の項 (別表第二における情報照会の根拠) 67、68、69、85の項	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9、12、15、19、26、56-2、87、110、11 9の項 (別表第二における情報照会の根拠) 67、68、69、85の項	事後	文章修正のため
平成31年2月28日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	安孫子 慎司	障がい福祉課長	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に 該当しない。
平成31年3月28日	Ⅳ リスク対策	_	項目追加	事後	評価書の様式変更に伴う記載 の変更のため、重要な事項に 該当しない。
令和2年3月13日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事業の概要	障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に 関する省令	障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支 給に関する省令	事後	
	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 9、12、15、19、26、56-2、87、110、11 9の項 (別表第二における情報照会の根拠) 67、68、69、85の項	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)9、12、1 5、19、26、56-2、87、110、120の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第7号及び別表第二 (別表第二における情報照会の根拠)67、68、69、85の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、第38条の2、第43条の3の2	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年3月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	0466-25-1111(内)2661	0466-50-3567	事後	
令和2年3月13日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	0466-25-1111(内)3292	0466-50-3528	事後	
令和2年3月13日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対 象者人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	令和元年10月1日 時点	事後	評価実施後5年を経過する前 の再実施
令和2年3月13日	II しきい値判断項目 2.取 扱者人数 いつ時点の計数か	平成26年10月1日 時点	令和元年10月1日 時点	事後	評価実施後5年を経過する前 の再実施
令和3年6月9日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署	福祉健康部 障がい福祉課	福祉部 障がい者支援課	事後	
令和3年6月9日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ②所属 長の役職名	障がい福祉課長	障がい者支援課長	事後	
令和3年6月9日	報ファイルの取扱いに関する	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉健康部 障がい福祉課 0466-50-3528	〒251-8601藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 福祉部 障がい者支援課 0466-50-3528	事後	
令和3年12月17日	I 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	5、19、26、56-2、87、110、120の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3 【情報照会の根拠】・番号法第19条第7号及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)67、68、69、85の項・番号法別表第二の主務省令で定める事務及	【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠)9、12、1 5、19、26、56-2、87、110、120の項 ・番号法別表第二の主務省で定める事務及び情報を定める命令第8条、第10条の2、第11条の2、第13条の2、第19条、第30条、第44条、第55条の3、第59条の3 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号及び別表第二(別表第二における情報照会の根拠)67、68、69、85の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第38条、第38条の2、第43条の3の2	事後	番号法第19条の改正に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年12月16日		特別児童扶養手当等の支給に関する法律、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令、障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支給に関する省令に基づき、障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉手当に関する事務として、次の手続きを行っている。(1)障がい児福祉手当の支給(2)特別障がい者手当の支給(3)経過的福祉手当の支給(3)経過的福祉手当の支給(3)経過的福祉手当の支給(3)を過の番号の利用等に関する法律(以下報告)を次の事務で取り扱う。(1)障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当に関する認定請求書、所得状況届の受理(2)障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当に関する認定請求書、所得状況届の審査及び審査結果の通知(3)特別障がい者手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当変更(喪失)届の受理	令、障がい児福祉手当及び特別障がい者手当の支給に関する省令に基づき、障がい児福祉手当、特別障がい者手当及び経過的福祉手当に関する事務として、次の手続きを行っている。 (1) 障がい児福祉手当の支給 (2) 特別障がい者手当の支給 (3) 経過的福祉手当の支給 (3) 経過的福祉手当の支給 藤沢市は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を次の事務で取り扱う。 (1) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当に関する認定請求書、所得状況届の受理 (2) 障がい児福祉手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当で要する認定請求書、所得状況届の審査及び審査結果の通知 (3) 特別障がい者手当、特別障がい者手当、経過的福祉手当変更(喪失)届の審査及び審査結	事後	番号法別表第二の改正に伴う変更